

## 費用・手数料のご案内

- 示談あっせん開始時、申立1件につき  
申立手数料 …………… **20,000円**(税別)  
※相手が応諾しない場合、手数料の一部を返還することがあります。
- 示談成立時  
紛争解決額に応じて、下記のとおり。  
原則として、当事者双方で半額ずつ負担。
- 成立手数料 (原則として下表のとおり、解決額に応じて算出します。)

解決額	割合
100万円以下の場合	8%
100万円を超え 200万円以下の場合	5%+30,000円
200万円を超え 500万円以下の場合	3%+70,000円
500万円を超え 5,000万円以下の場合	2%+120,000円

※別途消費税がかかります。

### ●成立手数料早見表

10万円	8,000円	200万円	130,000円
30万円	24,000円	300万円	160,000円
50万円	40,000円	500万円	220,000円
100万円	80,000円	1,000万円	320,000円

※別途消費税がかかります。

### ●具体例

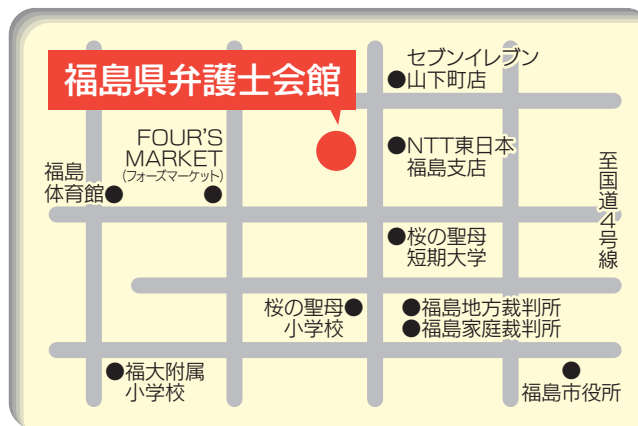
金銭トラブルに関して審理の申立をし、相手方に100万円支払ってもらった内容の和解が成立した場合に、申立人が支払う手数料。

申立手数料	20,000円
成立手数料	80,000÷2=40,000円(原則として当事者で折半)
合計	60,000円

※別途消費税がかかります。

2014年10月 現在

## 福島県弁護士会

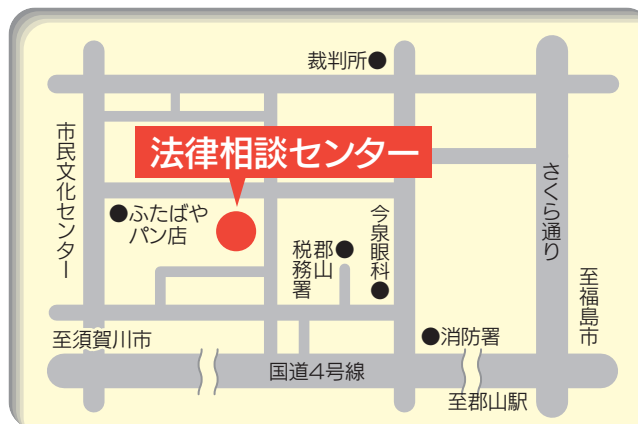


〒960-8115 福島県福島市山下町4番24号

**TEL 024-534-2334**

受付時間 月曜～金曜 午後1時～午後4時(祝祭日を除く)

## 福島県弁護士会郡山支部法律相談センター(弁護士会館)



〒963-8877 郡山市堂前町25番地23号

**TEL 024-936-4515**

受付時間 月曜～金曜 午後1時～午後4時(祝祭日を除く)

※示談あっせん申立書の記載方法については、弁護士会窓口でご相談下さい。  
※示談あっせん手続きを利用する前に、事件内容の整理のため、法律相談を利用されることをお勧めします。法律相談の利用方法については、弁護士会窓口までお問い合わせ下さい。

弁護士による

# トラブルの解決



気軽

早い

公正

福島県弁護士会  
示談あっせんセンター

## 示談あっせんセンターとは？

民事上の紛争について、  
弁護士が当事者双方の間に入り、  
簡易、迅速、比較的安価な費用で  
話し合いによる解決を支援する  
ところです。

### 利用できる事件

- 不動産(売買、賃貸借)のトラブル
- 建築紛争
- 損害賠償
- 契約トラブル
- 近隣との紛争
- 離婚、相続、男女関係紛争
- 解雇・賃金など職場のトラブル など

### 示談あっせんの方法

法律家としての経験が5年以上の弁護士が、申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で、法的知識・経験を生かして法的観点からのアドバイスをを行い、示談成立による解決を目指します。

示談が成立した場合には、成立手数料と引き換えに示談書をお渡しします。

### 手続きにかかる期間

原則として、3回程度の期日で3ヶ月以内の解決を目指します。

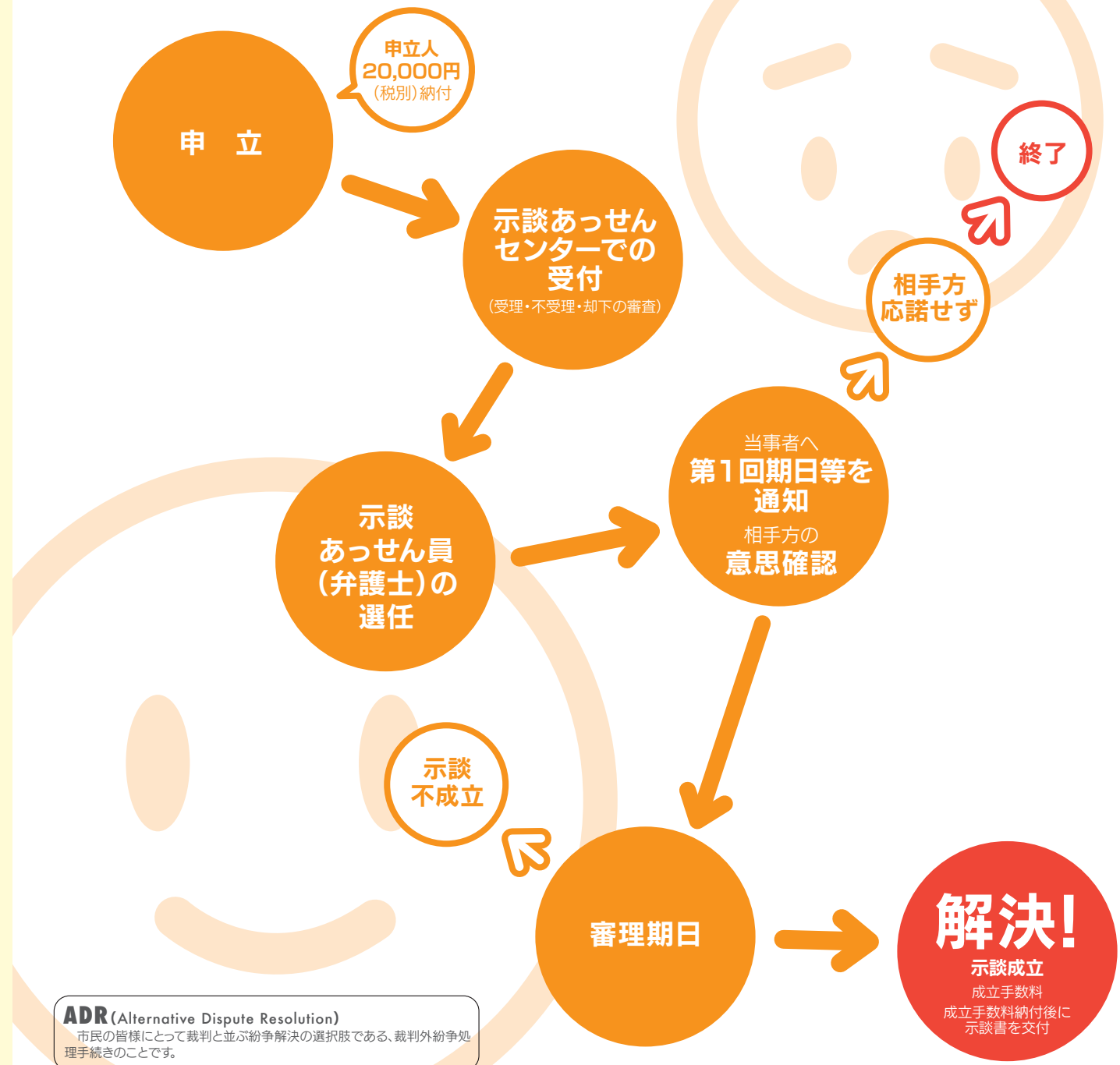
### 手続きの利用方法

弁護士会の示談あっせんセンターに、示談あっせんの申立書を提出して下さい。

### 訴訟や調停との違い

- 手続きには、必ず弁護士が関与します。
- 法的知識・経験を生かした形式にとらわれない柔軟な解決を目指します。
- 事件の現場への出張も可能です。
- 手続きは非公開で秘密を厳守します。

# 示談あっせん手続きの流れ



### ADR (Alternative Dispute Resolution)

市民の皆様にとって裁判と並ぶ紛争解決の選択肢である、裁判外紛争処理手続きのことです。